

役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人公生会（以下「本会」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び法人を主たる勤務場所とする理事（以下「常勤理事」という。）については、報酬を支給する。
- (2) 常勤役員以外の役員（以下「非常勤役員」という。）については、役員がその職務のため理事会、監事会、監事監査等に出席したときは、別表1の通り出席回数に応じて報酬として支給する。
- (3) 役員報酬に対する総額の範囲は、理事長、常勤役員に対する年額給与7百20万円と非常勤役員の理事及び監事の理事会、監事会、監事監査等への出席に対する報酬の総額は5百万円以内とする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 常勤及び非常勤役員が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤及び非常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規則第3条に準じた日とする。
- (2) 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(4)非常勤役員に対する報酬等の支給時期は、その職務出席後又は出張終了後通貨をもって、本人に支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 6月 7日から施行する。

この規程は、令和 1年 6月20日から施行する。

この規程は、令和 2年 2月21日から施行する。

この規程は、令和 3年 6月16日から施行する。

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

別表1 常勤役員等の報酬

- ・ 理事長 月額 100,000 円
 - ・ 理事（常勤） 月額 400,000 円
- 非常勤役員等の報酬
- ・ 理事 1回当り 3,000 円
 - ・ 監事 1回当り 3,000 円